

妊娠から出産まで

～各保健センターに確認～

☐ 妊娠届（母子健康手帳の交付）

【受診票・助成券】

◎妊婦健診の受診間隔の目安
 23 週まで 1 回/4 週間
 24～35 週まで 1 回/2 週間
 36 週～出産まで 1 回/1 週間

| | |
|---|-------------|
| 妊婦健康診査受診票 | 14 回分 |
| 妊婦個別歯科健康診査受診票 | 1 回分 |
| 産婦個別歯科健康診査受診票 | 1 回分 |
| 新生児聴覚検査受診票 | 1 回分 |
| （県外での出産予定の場合）新生児難病検査利用券 ※県内での出産の場合は利用券無しで受診可 | 1 回分 |
| 産婦健康診査受診票（産後 2 週間、1 か月） | 2 回分 |
| 妊婦健康診査補助券 | 1000 円×10 枚 |

☐ 妊婦支援給付金（電子申請）5 万円（申請期限：出産前日まで）

～出産医療機関等に確認～

☐ 出産育児一時金 子育て応援ブック R6 年度版 P.7 R7 年度版 P.7

健康保険や国民健康保険の被保険者が出産したとき、最大 50 万円が支給されます。

※**直接支払い制度**は保険者が医療機関に出産育児一時金を直接支払う制度（出産前に医療機関で手続きが必要）

☐ 産科医療保障制度

出生した児が重度脳性まひになった場合に補償を受けられる制度。

～産後の健診や検査～

産後 1 か月までに行う医療機関での健診・検査

- ☐先天性代謝異常検査 ☐新生児聴覚検査 ☐新生児難病検査
 ☐1 か月児健康診査 ☐産婦健康診査（産後 2 週間・1 か月）

出産後の手続きについて

☐ 出生届（14 日以内）

出生証明書を出産した医療機関で受け取り、母子健康手帳を持ち手続き

※出生届出済証明（母子健康手帳へ記載）を受ける。

●問い合わせ窓口：高崎市役所市民課 または 各支所の市民福祉課
 本籍地・住所地・出生したところのいずれかの市町村役場で受付が可能。

●必要なもの：出生証明書（医療機関で発行）・母子健康手帳

※高崎市以外で届出をした場合、出生届以外の手続きは出来ないため注意。

☐ 健康保険証

●問い合わせ窓口：赤ちゃんが加入する健康保険によって異なる。

- ・会社員や公務員の場合 勤務先に申請
- ・国民健康保険の場合 高崎市役所保険年金課 または 各支所市民福祉課

☐ 福祉医療費受給資格者証 子育て応援ブック R6 年度版 P.7 R7 年度版 P.7

満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで健康保険の自己負担分を助成。

●問い合わせ窓口：高崎市役所保険年金課 または 各支所市民福祉課

●必要なもの：被保険者のマイナンバーが分かるものと写真付き身分証明書

子どもの健康保険情報が確認できるもの

（マイナ保険証、資格確認証または健康保険証）

☐ 児童手当 子育て応援ブック R6 年度版 P.8 R7 年度版 P.8

高校生年代までのお子さんを養育している人に支給。

※申請しないと支給されないため、出生届と一緒に手続きがおすすめ。

●問い合わせ窓口：高崎市役所子ども家庭課 または 各支所市民福祉課

●必要なもの：申請者（保護者）の保険証コピー・申請者通帳コピー

申請者の身分を証明できるもの

出産後の支援について

☐ おたんじょうアンケート

お子さんが産まれて名前が決まったら、QR コードを読み取り早めに回答。

保健センターでアンケートの確認を行い、新生児訪問を行う。

●問い合わせ窓口 各保健センター

◆ 新生児訪問 子育て応援ブック R6 年度版 P.5 R7 年度版 P.5

新生児・未熟児・乳児（3 か月になる前日まで）に、助産師又は保健師が訪問。

◆ 妊婦支援給付金 子育て応援ブック R6 年度版 P.5 R7 年度版 P.5

子ども 1 人あたり 5 万円の給付（電子申請）

「おたんじょうアンケート」に回答し、新生児訪問を受けることが受給条件です。

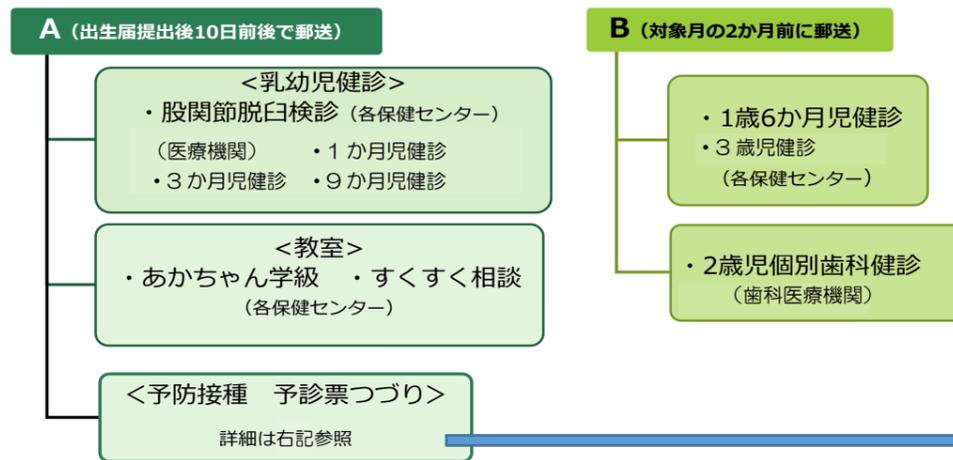
母子等保健推進員さんの訪問

生後 0～4 か月頃に「こんにちは赤ちゃん事業」、9 か月～1 歳頃に「1 歳児訪問」でご自宅を訪問。※母子等保健推進員（通称：ぼすいさん）とは市長から委嘱を受けている地域の役員。主に家庭訪問を行い、市と家庭を結ぶ役割を果たしている。

【必要時】

- ・妊婦健診の県外受診申請（対象者は妊娠届時に書類配布済み）
- ・子育て SOS 事業 子育て応援ブック R6 年度版 P.36 R7 年度版 P.36
 問い合わせ窓口：高崎市社会福祉協議会（027-384-8009）
- ・産後ケア（訪問型・通所型） ◎詳細は高崎市ホームページでご確認ください。
 問い合わせ窓口：高崎市保健所 健康課 または 各保健センター
- ・未熟児養育医療給付 問い合わせ窓口：高崎市保健所健康課 または 各保健センター
- ・小児慢性特定疾病医療給付 問い合わせ窓口：高崎市保健所 保健予防課(027-381-6112)
- ・自立支援医療給付(育成医療) 問い合わせ窓口：高崎市役所障害福祉課(027-321-1245) または 各支所市民福祉課

《お子さんへ送付される健診票や予診票》



健（検）診や教室・予防接種

子育て応援ブック R6 年度版 P.5.6.10～12 R7 年度版 P.5.6.10～12

定期予防接種（医療機関で接種）：期間内原則公費負担

| | |
|-------------------------------|------------|
| B 型肝炎 | 3 回 |
| ロタ | 2 回または 3 回 |
| 小児用肺炎球菌 | 3 回+1 回 |
| 五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ） | 3 回+1 回 |
| BCG | 1 回 |
| 麻疹風しん混合 | 1 回 ※1 |
| 水痘（水ぼうそう） | 2 回 |
| 日本脳炎 | 2 回+1 回 ※1 |

※は、さらに 1 回接種時期が近付いたら予診票郵送。

任意予防接種：自己負担（医療機関で接種）

| | |
|------------------------------|--------|
| インフルエンザ | 毎年 2 回 |
| おたふくかぜ…一部助成あり（問い合わせ窓口：保健予防課） | 1 回 |

◆ 妊娠を希望する人とその家族に無料で風しん抗体検査

対象 ①妊娠を希望する人、②①の配偶者や同居家族、③風しんの免疫が低いとされた妊婦の配偶者や同居家族 ※明らかに風しんにかかった事のある人、過去に高崎市事業で検査を受けたことがある人は除く。検査結果で抗体が低ければ予防接種。

- 【高崎地域】高崎市総合保健センター 027-381-6113（健康課 母子保健担当）
- 【箕郷地域】箕郷保健センター 027-371-9060
- 【群馬地域】群馬保健センター 027-373-2764
- 【新町地域】新町保健センター 0274-42-1241
- 【榛名・倉淵地域】榛名・倉淵保健センター 027-374-4700
- 【吉井地域】吉井保健センター 027-387-1201



高崎市作成 R7 年 4 月更新